# 優良田園住宅建設計画の認定に係る 都道府県知事との協議について

国土交通省 住宅局 国土交通省 都市局 農林水産省 農村振興局

# 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)

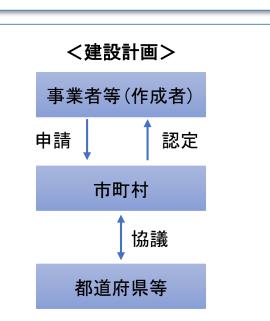
## 1. 目的

多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進することにより健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る。

### 2. 優良田園住宅とは

農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然環境を形成している地域に所在する一戸建の住宅で、一定の基準を満たすもの

# 3. 制度の概要 40 <基本方針> 市町村(作成者) 協議 都道府県



#### 【事業者等への支援措置】

▶ 農地の転用・開発許可等の手続き等について、当該優良田園住宅 の建設の促進が図られるよう適切に配慮等



優良田園住宅エリアのイメージ

# 4. 実績(R4.3.31時点)

◇基本方針の策定

58市町村

◇建設計画の認定

32市町村

# 提案に対する一次回答

# ご提案

市町村が**優良田園住宅建設計画を認定しようとする際**に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく**都道府県知事との協議を廃止**すること

# 支障事例

基本方針の策定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅像など、詳細な規定も含め 都道府県知事と十分に協議 を行っている。

優良田園住宅建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針 4. への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している(都道府県からの意見は形式修正のみである)。当該協議には2か月から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。

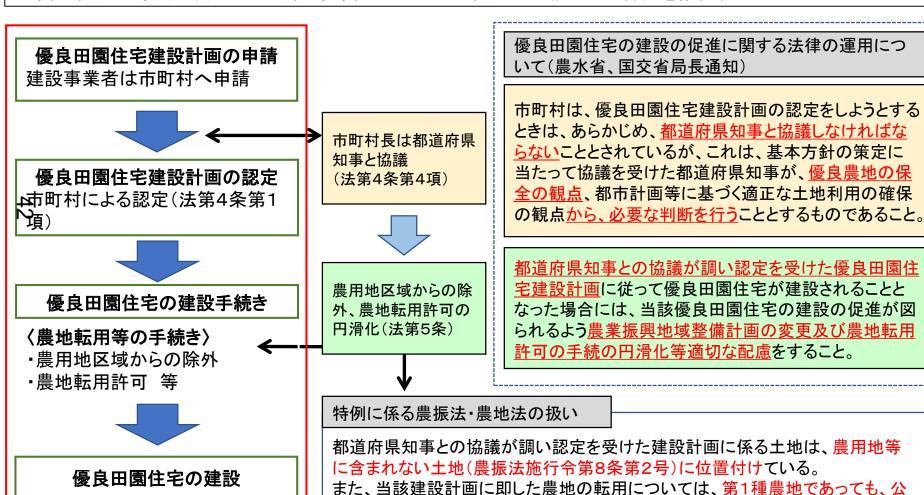
# 回答

- ①建設計画の認定時の協議を経ることによって手続きの迅速化等の効果を得ることが可能となること
- ②基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること

から、廃止することは困難

#### 優良田園住宅建設計画の認定に係る農振・農地制度との関係について

- 〇都道府県知事との協議が調い認定された建設計画に係る土地については、農用地区域からの除外や農地 転用許可の手続きの円滑化等について配慮。
- 〇また、都道府県知事との協議が調い認定された建設計画に係る土地については、農用地区域からの除外 や農地転用が原則不許可となる第1種農地についても転用が可能となる特例を措置。



的に許可が可能となる。

益性が高いと認められる事業(農地法施行規則第37条第10号)に該当し、例外